

● 日本女子テニス連盟和歌山県支部規約 ●

第一章 総則

第1条 本会は日本女子テニス連盟和歌山県支部（以下本支部とする）と称する。

第2条 本支部の事務局を和歌山県に置くものとする。

第二章 目的

第3条 本支部はスポーツ精神に基づき、女子テニスの普及及びジュニアテニスの指導育成に貢献すると共に、県女子テニス愛好者の親睦を図ることを目的とする。

第三章 事業

第4条 本支部は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- ① 日本女子テニス連盟の事業
- ② 県内女子テニス大会の開催
- ③ その他本支部の発展向上のための必要事項

第四章 組織及び会員

第5条 本支部は和歌山県テニス協会の傘下となり、協会に加盟し、協力する。

第6条 会員は原則として、県内在住の個人のテニス愛好家、前項主旨の賛同者をもって構成する。

第五章 役員

第7条 本支部は次の役員を置く。

支部長、副支部長、理事、会計、事務局、監査。各役員の任期は二年とし、再任は妨げない。
支部長の選出は、任期満了時に理事会を設けて次期支部長の選考を行い、総会において選任する。
理事以下役員は支部長が選任する。

第8条 本支部の議決機関は総会及び理事会とする。

総会及び理事会は、毎年1回定時に支部長が招集し開催する。但し、必要に応じて開くことができる。
議事は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第9条 次の事項は総会の承認を得なければならない。

- ・前年度の収支決算及び事業報告
- ・本年度収支予算及び事業計画
- ・役員を選任
- ・本規約の改正
- ・その他重要事項

第六章 会計

第10条 本支部の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- ① 会費
- ② 補助金
- ③ 事業収益金
- ④ 寄付金
- ⑤ その他必要に応じて徴収する臨時会費

第11条 本支部の会計は毎年1月1日に始まり12月31日をもって終了するものとする。

第九章 細則

第12条 本規約施行上の必要な細目は理事会において別に定める。

付則

本規約は昭和60年10月から施行する。

昭和60年10月1日施行

平成25年1月1日改正